

## 3. 家庭の状況に合う支援を受けたい

## 3. 家庭の状況に合う支援を受けたい

## (1) 傷病手当金

会社員や公務員などが、病気などで働けなくなったときに、生活を支えてくれる制度です。健康保険、共済組合に加入しているご本人が、給料がもらえない場合などに、ある程度の収入が保障されます。

加入期間が1年以上あれば、退職後も傷病手当金の給付が受けられる場合があります。退職日までに3日以上連続して欠勤し、以下の条件を満たしていることが条件です。

会社員や公務員の方向けの制度です



**対象となる人**

健康保険、共済組合、船員保険に加入しているご本人

**△ 対象の条件**

- ・病気のために仕事ができない状態
- ・3日以上連続して欠勤している
- ・給与が支払われない

※給料をもらっていても、その額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額が支払われます。



**覚えておくとよいこと**

- ・支給期間は休職4日目から1年6ヶ月間です。
- ・担当医師の証明、事業主(会社)の証明が必要になります。
- ・会社を辞める前に、加入している医療保険窓口に相談しましょう。

**問い合わせ先** 加入している各医療保険の窓口 **P90**

## 3. 家庭の状況に合う支援を受けたい

## (2)ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭(母子および父子家庭等)の医療費を助成する制度です。所得制限があります。

ひとり親家庭や小児向けの制度です

**対象となる人**

各種医療保険に加入している以下の方

- ①母子家庭の母と児童
- ②父子家庭の父と児童
- ③養育する父母がいない児童

**△ 対象の条件**

事前に申請が必要です。この制度での「児童」とは18歳未満の子どもで、18歳に達した日の属する年度の末日までです。



**問い合わせ先** 各市町村の児童家庭課など **P88**

## (3)一部負担金の減免制度

災害や失業などにより生活が苦しく、医療費の負担が困難な方に、所定の審査を経た上で一部負担金(ただし自己負担限度額内)の減額または免除をする制度です。

申請は、患者自身で行う必要があります。減額または免除された一部負担金は、加入している医療保険者から支払われます。



生活が困窮した方向けの制度です

**問い合わせ先** 加入している各医療保険組合の窓口 **P90**

## 3. 家庭の状況に合う支援を受けたい

## 4. 畦島に住む方向けの制度を知りたい

## (4) 生活保護

病気や失業、老齢などの理由で、生活費や医療費などに困る場合があります。家族の収入が国の定める基準以下のとき、足りないところを補う制度です。あらゆる手段を尽くしても、それでも生活のメドが立たないときに、初めて適用されます。保護の申請の種類には、日常生活に必要な費用については生活扶助、医療については医療扶助、介護サービスについては介護扶助などがあります。



## 覚えておくとよいこと

- ・決定までに14日～30日かかります。
- ・決定したら、必要なすべての書類を揃えて、提出した日にさかのぼって支援を受けられます。それ以前の時期は適用外ですので、申請を希望する場合は、早めに相談に行くことをおすすめします。

**問い合わせ先** 各市町村の福祉相談窓口か福祉事務所 P88

## (5) 生活福祉資金貸付制度

収入が少ない世帯に、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となったときに、生活福祉資金を貸し付ける制度です。用途別に、貸付資金枠や限度額が設けられており、条件がありますので、お問い合わせください。貸付利率は年3%ですが、療養費や介護費などについては無利子です。

## 対象となる人

低所得世帯、高齢者世帯で他からの融資が困難な世帯

**問い合わせ先** お住まいの地区の民生委員か、沖縄県社会福祉協議会  
<http://www.okishakyo.or.jp> P89

## 4. 畦島に住む方向けの制度を知りたい

## (1) がん治療の渡航費助成

本島や県外での治療が必要ながん患者さんに対し、航空運賃の一部を助成する制度です。対象者は、石垣市・宮古島市に住所がある方で、以下の通りです。

- ①「特定疾患」「小児慢性特定疾患」の受給者証を持っている方
- ②悪性新生物疾患（がん）に罹患している方のうち、市内の協力医療機関の主治医が「市外の医療機関での通院治療が必要」と認めた方
- ③上記①のうち、低年齢および介護が必要で、ひとりでの通院が難しい方に付き添いで同行する方（患者の2親等以内の親族に限る）  
※③は、宮古島市のみ実施

**問い合わせ先** 【石垣市】石垣市健康福祉センター 0980-88-0088  
【宮古島市】宮古島市役所 健康増進課 0980-73-1978

## (2) 畦島・へき地のがん患者等の宿泊支援

離島・へき地に居住するがん患者さんが、地域では受診できない放射線治療のため、放射線治療が可能な本島中南部の7病院で治療を受ける場合、治療に必要な宿泊費の割引を行います。  
(2016年2月現在)

## 対象となる人

本島中南部の放射線治療が可能な7病院で外来の放射線治療を受けている離島・へき地のがん患者さんと必要な付添人（1人）

【対象居住地】本島と橋が架かっていない離島および本島の名護市以北

【対象宿泊施設】沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合に加盟し、指定された宿泊施設。具体的な宿泊施設は、沖縄県保健医療政策課までお問い合わせください。

**問い合わせ先** 沖縄県保健医療部保健医療政策課 098-866-2169  
放射線治療を行っている本島内の7病院 P27